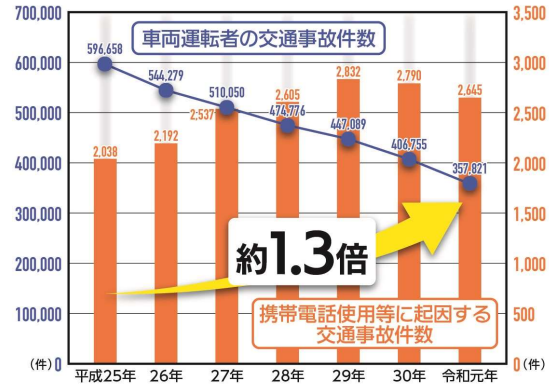


周囲の危険を発見することができず、
歩行者や他の車に衝突するなど、
「ながらスマホ」などによる交通事故が増加!

車両運転者(原付以上の第1当事者)の交通事故件数と
携帯電話使用等に起因する交通事故件数(平成25年以降)

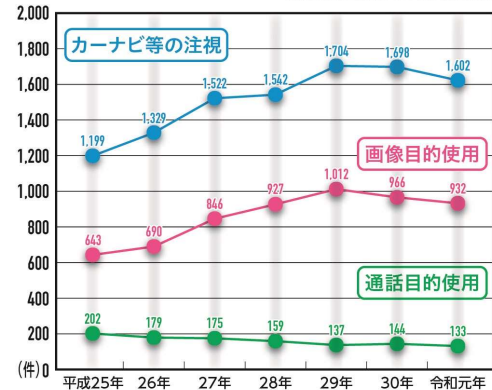
出典:政府広報オンライン/数値提供:警察庁



※携帯電話使用等に起因する交通事故件数は、携帯電話等を通話目的及び画像目的で使用したことやカーナビ等の注視に起因して発生した交通事故件数
携帯電話等及びカーナビ等のどちらも使用していた事故については1件として計上

車両運転者(原付以上の第1当事者)の
携帯電話使用等に起因する交通事故の発生状況

出典:政府広報オンライン/数値提供:警察庁



※各項目の合計は、重複件数を除いているため、上図の合計とは異なる。

自動車「ながらスマホ」の罰則

携帯電話使用等(保持)
通話(保持)、画像注視(保持)する行為

画面を
注視するも
NG!

罰則 6月以下の懲役
又は 10万円以下の罰金

反則金 大型:2万5千円 二輪:1万5千円
普通:1万8千円 原付:1万2千円

違反点 3点

携帯電話使用等(交通の危険)

通話(保持)、画像注視(保持・非保持)することによって
交通の危険を生じさせる行為

罰則 1年以下の懲役
又は 30万円以下の罰金

反則金 適用なし(反則金制度の対象外となり、
すべて罰則の対象に)

違反点 6点(免許停止)

スマートフォンなどの携帯電話は、車両運転中などは、着信しても音も振動もしないようドライブモード(公共モード)に設定し、安全な場所に停めて周りの安全を確認してから使用しましょう。

©中日ドラゴンズ



愛知県 ながらスマホ

検索 🔍



©中日ドラゴンズ

車両運転中の「ながらスマホ」は、
法令で禁止されています。



Stop Slow Smart
交通安全スリーS運動

自動車編

